

西尾市都市計画審議会会議録

開催日時 令和4年5月12日(木)
午前10時00分～午前11時40分

場 所 西尾市クリーンセンター管理棟 2階 研修室

議 題 議案第1号 西三河都市計画区域区分の変更(愛知県決定)について
議案第2号 西三河都市計画用途地域の変更(西尾市決定)について

報告事項 1 都市計画マスタープランの策定について
2 立地適正化計画の策定について
3 広域ごみ処理施設建設(一般廃棄物処理施設)岡崎西尾地域広域
ごみ処理施設整備事業に係る都市計画の構想段階評価書について

出席委員 嶋田喜昭 神谷雅章 大河内博之 大塚久美子 黒柳和義
牧千恵子 齋藤種治 朝岡市郎 外山好一 高須ゆき江
梅本雄司 稲垣芳樹 鈴木建宏 伊東宏政

欠席委員 手島とし子

事務局 都市整備部長 吉田修二
都市整備部技監 石原健司
都市計画課長 高須清和
都市計画課 課長補佐 青山 光
主 査 坂部 一
技 師 鈴木颯人
環境業務課長 渡辺英昭
環境業務課 主任主査 古居 徹
主 査 小池真史
商工振興課長 味岡 淳
商工振興課 課長補佐 深谷 求

公開の有無 公開

傍聴人数 なし

(開会) 午前10時00分

事務局

定刻となりましたので、ただ今から令和4年度第1回西尾市都市計画審議会を開催いたします。

本日は大変お忙しい中、審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため手指消毒、マスク着用などのご協力をいただき、ありがとうございます。

私は、事務局を務めさせていただきます西尾市都市整備部長の吉田でございます。よろしく願いいたします。

議事に入る前に、西尾市都市計画審議会委員の委嘱についてご連絡をさせていただきます。

昨年度末をもって委員の任期2年が満了となりましたので、引き続きお受けくださった方も含めて新たに委員の委嘱をさせていただいております。

時間の都合で、机上に委嘱状をお配りさせていただいておりますのでよろしく願いいたします。なお委員名簿につきましては、黒柳委員の役職名が間違っておりました。修正をさせていただきましたので差し替えをお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

さて、今回の審議会は、委員の改選後、最初で開催される審議会となりますので、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

本日お配りさせていただきました、右上に修正後とある西尾市都市計画審議会委員名簿をご覧ください。

名簿の上から順にご紹介させていただきます。

大同大学工学部 教授の嶋田喜昭様、

西尾市議会 議長の神谷雅章様、

同じく 副議長の大河内博之様、

同じく 経済建設常任委員会委員長の大塚久美子様、

西尾土地改良区 理事の黒柳和義様、

消防災コネット 役員の牧千恵子様、

西三河農業協同組合 代表理事組合長の齋藤種治様、

愛知県建築士事務所協会 相談役の朝岡市郎様、

本日は欠席でございますが、ばらネット 会長の手島 とし子様、

西尾市農業委員会 会長の外山好一様、

一色町商工会女性部 監事の高須ゆき江様、

西尾商工会議所 専務理事の梅本雄司様、

西三河漁業協同組合 代表理事組合長の稲垣芳樹様、

西三河建設事務所 西尾支所長の鈴木建宏様、

愛知県西尾警察署 副署長の伊東宏政様

以上、15名の委員の皆様で審議会を行ってまいりますのでよろしく願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

はじめに、会長の選任を行います。

事務局	<p>西尾市都市計画審議会条例、第4条第1項の規定により「会長は審議会委員のうちから選挙によって定める」とありますので、立候補される方は挙手をお願いします。</p> <p>立候補される方がお見えになりませんので、別の方法により選出したいと思います。</p> <p>西尾市都市計画審議会運営要綱、第2条第4項において「委員中に異議がないときは指名推薦の方法を用いることができる」とありますので、この規定に基づき、指名推薦による決定としてよろしいでしょうか。</p>
一 同	異議なし
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、推薦はございますか。</p>
委 員	大同大学工学部教授の嶋田さんを推薦します。
事務局	ただいま、大同大学工学部教授の嶋田様との発言がありましたがよろしいでしょうか。
一 同	異議なし
事務局	「異議なし」との声がありましたので、会長を、大同大学工学部教授の嶋田喜昭様をお願いいたします。
事務局	それでは、嶋田会長からご挨拶をお願いします。
会 長	<p>ただいま、会長の指名を受けました嶋田でございます。</p> <p>私、西尾市の都市計画マスタープラン等策定委員会の委員長を務めさせていただいており、微力ながら都市計画審議会を進めさせていただきますのでよろしくをお願いします。。</p> <p>なお、審議会条例第4条第3項の規定において「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。」とありますので、この規定に基づき、会長代理には西尾土地改良区 理事の黒柳和義様を指名いたしますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>皆様のご協力により、会議がスムーズに進行いたしますことをお願いいたしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより、議題に入らせていただきますが、審議会条例第4条第2項の規定に基づきまして、ここからは会長に議長として議事進行をお願いいたします。</p>
会 長	それでは、議長を務めさせていただきます。

<p>会 長</p>	<p>ただ今の出席者は委員定数15名のうち、14名で、過半数に達しており、審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会は成立しておりますのでご報告をさせていただきます。</p> <p>議事に先立ちまして、審議会運営要綱第6条第1項において「審議会の会議については、議事録を作成し、議長の指名した委員2名が、これに署名するものとする。」と規定されておりますので、会議録署名委員を指名したいと思います。</p> <p>会議録署名委員に大河内博之委員、鈴木建宏委員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、次第に基づきまして「3 議題」に入らせていただきます。</p> <p>議案第1号 西三河都市計画区域区分の変更（愛知県決定）について、議案第2号 西三河都市計画用途地域の変更（西尾市決定）は関連がございますので、一括議題とさせていただきます。事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>都市計画課長の高須でございます。</p> <p>議案第1号と議案第2号は、同じ区域で関連性が高いため、一括で説明させていただきますのでよろしくお願いたします。それでは、座って説明させていただきます。</p> <p>議案第1号をご覧ください。</p> <p>「西三河都市計画区域区分の変更（愛知県決定）について」でございます。</p> <p>区域区分の変更とは、市街化区域と市街化調整区域の区分を分けることで、愛知県が都市計画決定を行います。</p> <p>都市計画法では「都道府県の都市計画決定は関係市町村の意見を聴き都市計画決定する」とされております。</p> <p>このため、愛知県から西尾市に意見照会がありましたので、本審議会にお諮りし、審議結果を回答するものでございます。</p> <p>提案理由でございますが、駁馬瀬戸地区は、愛知県企業庁による開発事業が現に着手され、地区計画による計画的な市街地整備が確実なため、市街化区域に編入するものです。</p> <p>議案第2号をご覧ください。</p> <p>「西三河都市計画用途地域の変更（西尾市決定）について」でございます。</p> <p>用途地域とは、土地利用上の区分を行い、建築物の用途、密度、形態等に関する制限を設定することで、西尾市が都市計画決定を行います。</p> <p>提案の理由でございますが、区域区分の変更に伴い将来の土地利用計画及び都市施設の整備状況等を総合的に勘案し、適切な用途地域に変更するものです。</p> <p>お配りしております、議案第1号と議案第2号の資料は、都市計画法に基づき縦覧に供した法定図書でございます。</p> <p>説明につきましては、重複部分も多いため右上に議案第1号、議案第2号説明資料とある資料で説明をさせていただきます。</p>

事務局

1 ページをご覧ください。

都市計画総括図でございます。中央に赤色で囲ってあります「駁馬瀬戸地区」が区域区分及び用途地域の変更を行う区域となります。

この区域は、都市計画マスタープランの吉良地区の主な施策において「新たな工業用地の計画的整備」として既存工業団地に隣接した開発計画区域に位置づけられ、令和元年6月14日に「駁馬瀬戸工業用地地区計画」として都市計画決定しております。地区計画区域内は愛知県企業庁が事業主となり開発事業が着手され、都市の健全な発展と宅地の実供給に資すると認められる地区です。

このことから、良好な土地利用の推進を図るため、区域区分を変更し、市街化調整区域から市街化区域に変更をします。

2 ページをご覧ください。

A3縦の計画図となります。変更する区域を示したもので、上段が変更前、下段が変更後でございます。

上段、赤枠斜線で囲ってある区域が市街化区域に編入する区域で、北側・西側は現状の市街化区域界、東側・南側は道路端等の地形地物となっています。

規模としましては、地区計画の区域を基本に約51.7haで、隣接する用途地域及び周辺の土地利用状況との連坦性を考慮し、編入後の用途地域は、下段のとおり、工業地域（容積率200%、建ぺい率60%）に指定をします。

3 ページをご覧ください。

変更後の各用途地域の面積となります。

今回変更となったものを赤枠で囲ってあります。変更前の面積が「かっこ」、変更後の面積はその上段に記載してございます。

4 ページをご覧ください。

都市計画の手続きスケジュールでございます。

本日の都市計画審議会に先立ちまして、区域区分の変更については変更案の申し出を行いました。用途地域の変更は事前協議を令和3年11月11日に行い、その回答を令和4年3月11日付けで受けまして、都市計画法第17条に規定されている縦覧を4月8日から22日まで行いました。この縦覧による閲覧者、意見書の提出はありませんでした。

今後、本審議会の答申をうけまして、愛知県決定である区域区分の変更については西尾市の意見を回答したのち、愛知県都市計画審議会を経て国との協議、西尾市決定である用途地域の変更については愛知県との協議を経まして、令和4年8月下旬に、都市計画変更の告示をする予定でございます。

以上、議案第1号、議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

会長

議案第1号、議案第2号の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をされる方は挙手をし、議長からの指名を受けてから発言を

会 長	お願いいたします。
会 長	何か質疑はございませんか。
委 員	はい。議長
会 長	黒柳和義委員
委 員	1点、ご質問させていただきます。 只今、図面でお示しされた区域外となるかもしれませんが、駿馬瀬戸地区に設置されるテニスコート部分は市街化調整区域のまま設置されるのか、用途変更をされていくのか先程の図面では分かり難いため教えていただきたい。
会 長	ありがとうございます。 では、事務局説明をお願いします。
事務局	ご質問のあったテニスコートの場所は市街化調整区域のまま使用していきます。よろしくをお願いします。
会 長	はい。宜しかったでしょうか。 他に質問等はありませんか。 特に無ければ私からご質問をさせていただきます。 開発に伴い周辺道路の交通量の増加が予想されるが、現在のネットワークがどのように変化するかお考えを教えてください。
事務局	こちらの開発に伴い、予測される渋滞対策については令和2年度に将来交通量等を推測しまして、その中で渋滞対策に向けて施策を検討している最中です。まだ、具体的な事は決定しておりませんが、愛知県と協議をしながら進めていきたいと思っております。
会 長	図面を見ますと駿馬瀬戸地区の西側に都市計画道路が指定されており、この辺りも併せて整備をお願いしたいのと、幹線道路に出るまでの道路も非常に重要となるのでご検討の程よろしくお願いします。意見になりますので回答は結構です。 他に意見。質問等はよろしいでしょうか。
委 員	はい。
会 長	齋藤種治委員。
委 員	マスタープラン等でも説明されておりますが、今回の工業地域が山間部で計画された事について、説明を聞き少し安心しています。しかし、西尾市には多くの優良農地が存在しているため、次の世代に農地を残すという面からもマスタープラン等でも優良農

委 員	<p>地以外で再検討していただきたいです。</p> <p>ちなみに農林水産省が1人あたり本当に生活するには11アールの農地が必要と示していますが、今現在、日本の1人あたりの農地は3.5アールで約3分の1しかありません。足りない部分は全て海外から補っていかねばならず、そういった事も踏まえて次世代に優良農地を残していく事も大切だと思いますので計画の際は優良農地を少しでも残せるように検討していただきたいです。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にご意見等はよろしいでしょうか。</p>
会 長	<p>もう一点だけ確認をさせてください。</p> <p>切土等の造成に伴い、水の処理等も検討しないといけないと思いますが、その辺はいかがでしょう。</p>
事務局	<p>工事の状況については、現在、既に切土をしておりますが、当然、切土、盛土を行う前に調整池を3基整備した上で工事を行っております。水質の変化についても計測をして水質等の確認も行っております。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>これもお願いになりますが、防災面においても十分配慮していただきたいと思います。</p> <p>他によろしいでしょうか。</p> <p>特に質疑もないようですので、質疑を終わります。採決を行います。</p> <p>議案第1号、議案第2号について、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし</p>
会 長	<p>異議なしと認め、議案第1号、議案第2号は原案のとおり承認されました。</p> <p>続きまして、次第の「4 報告事項」に入らせていただきます。説明後、ご意見を賜りますので、よろしく申し上げます。</p> <p>① 「都市計画マスタープランの策定について」事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>都市計画課の青山でございます。</p> <p>それでは、座って説明をさせていただきます。</p> <p>令和3年12月23日の都市計画審議会での1回目の報告をさせていただきましたが、3月29日に都市計画マスタープラン等策定委員会を開催しましたので、一部の質疑応答などについて紹介しながら、報告をさせてい</p>

事務局	<p>たきます。本日お配りしてしております資料は策定委員会で使用した資料となっております。</p> <p>第1回策定委員会では、都市づくりの目標、将来都市構造、都市整備の方針構成の大枠を検討していただきました。</p> <p>第2回策定委員会では、全体構想までを検討していただきました。</p> <p>前回の都市計画審議会で説明させていただきました内容と重複する部分につきましては、時間も限られておりますので説明を省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>16ページをご覧ください。</p> <p>2. 目標とする将来都市像でございます。</p> <p>「にしお未来創造ビジョン」では将来都市像を「もっとワクワクするまちにしお」と定め、持続可能で好循環する夢や希望で満ちあふれた未来を市民が思い描き、皆がワクワク感を持って働き、暮らすことのできる、躍動感に満ちたまちを目指すこととしています。</p> <p>都市計画マスタープランにおいても、「にしお未来創造ビジョン」の将来像を踏まえ、都市づくりの面から実現を目指していくため、目標とする将来都市像を、「住みたいまち 訪れたいまち ワクワクするまちにしお」</p> <p>「多様性を活かした安全で魅力あふれる都市づくり」とさせていただきます。</p> <p>これは、生活利便施設が集積しコンパクトで交通利便性が高く、災害に強い住みたいと思えるまち、自然や産業など多様な資源を活かして訪れてみたいと思えるまち、歴史・文化を活かし魅力のあるまち、スポーツに親しみ健康で心豊かな元気なまち、市民と行政の共創により皆がワクワクしてゼロカーボンシティなど新しいまちづくりを進めていくまち、そのような持続可能なまちづくりの実現を目指すことを考え、提案をさせていただきました。</p> <p>策定委員会では、サブタイトルの「多様性」が何を指しているのか分かりにくいとの意見をいただきましたので、表現について事務局で検討するとなりました。</p> <p>17ページをご覧ください。</p> <p>Ⅱ. 将来フレーム 1. 将来人口の設定でございます。</p> <p>「にしお未来創造ビジョン」においては、工場誘致による転入者の増加等により、令和12(2030)年頃までは人口はゆるやかに増加し、その後、減少局面へと転じ、令和14(2032)年には173,150人と令和2年の人口より4,100人程度増加する見通しとしています。</p> <p>本計画においても、「にしお未来創造ビジョン」と整合を図り、令和14年(2032年)の将来人口は173,150人となりました。</p> <p>19ページをご覧ください。</p> <p>Ⅲ. 将来都市構造でございます。22ページの将来都市構造図もご覧いただきながらお聞きください。</p> <p>1. 将来都市構造に関する拠点の形成です。</p>
-----	--

事務局	<p>都市構造を分かりやすくするため、拠点名を中心拠点から都心拠点、新拠点から新生活拠点に変更しておりますが位置などに変更はございません。</p> <p>20ページをご覧ください。 産業拠点につきましては、関係部局と調整を行い、位置をお示しさせていただき、カッコして工業系を追加しております。 次に、2. 都市軸の形成です。 今回は周辺都市や拠点間を結ぶ幹線道路等を都市軸としておりましたが、公共交通についても重要となってくるため、公共交通軸として新たに追加して定めることとしました。</p> <p>21ページをご覧ください。 公共交通軸として、名鉄西尾・蒲郡線、名鉄東部交通バス・ふれんどバス、航路を位置づけました。</p> <p>策定委員会では、将来都市構造図に示されている産業拠点が大きすぎるのではないかと意見をいただきました。事務局としましては農業と他産業のバランスを保ちながら進める必要があると考えていること、製造品出荷額の成長や各種ハザードエリアを考慮し区域を設定していることを説明しました。 また、公共交通軸を新たに位置づけた理由について質問をいただきました。事務局としましては、立地適正化計画を同時に進めており、地域を結ぶ公共交通の必要性が重要であると考えているためと説明をいたしました。</p> <p>23ページをご覧ください。 IV. 分野別まちづくり方針でございます。 分野別まちづくり方針の設定イメージをご覧ください。 9項目の都市づくりの基本目標を踏まえた上で、目標とする将来都市像の実現を目指し、5つの分野別まちづくり方針を定めます。 最下段で、都市づくりの基本目標と分野別まちづくりの方針との関係性を示しております。</p> <p>24ページをご覧ください。 分野別まちづくり方針と主要施策項目の一覧でございます。 次ページ以降で、各方針に対して考え方等をまとめております。</p> <p>25ページをご覧ください。 1. 土地利用の方針でございます。28ページに土地利用の方針図がありますので、併せてご覧ください。 基本的な考え方としまして、「市街化区域においては、合併の経緯等にも十分留意しつつ、点在する市街化区域の適正な土地利用を誘導し、良好な住宅地、商業地、工業地の実現を図ります。市街化調整区域においては、基本的に無秩序な市街化を抑制するとともに、農地、山林、河川、海岸などの良好な自然環境の保全を図ります。 また、将来都市像や土地利用、都市機能の集積状況等をふまえ、都心拠点、地域生活拠点、新生活拠点、交流拠点、産業拠点(工業系)の形成を促</p>
-----	---

事務局	<p>進しコンパクトな都市形成を図ります。」としております。</p> <p>項目として、市街化区域には（１）住居系、（２）商業系、（３）工業系。</p> <p>市街化調整区域には、（１）農地・集落等、（２）自然環境。</p> <p>拠点には（１）都心拠点、（２）地域生活拠点、（３）新生活拠点、（４）交流拠点、（５）産業拠点、（６）利活用検討区域について記載しております。</p> <p>29ページをご覧ください。</p> <p>2. 道路・交通ネットワークの整備方針でございます。31ページに道路・交通ネットワークの整備方針図がありますので、併せてご覧ください。</p> <p>基本的な考え方としまして、「都市間移動や空港・港湾等への円滑なアクセスを支える広域幹線道路、及び市内の移動を支える幹線道路ネットワークの整備により、ヒト・モノの移動環境の充実とともに一体感のある都市づくりの実現を図ります。</p> <p>また、各拠点をつなぎ市民生活を支えるとともに、各公共交通が、路線や運行ダイヤ等のサービスで連携することにより、高齢者や来訪者等も利用しやすく便利な公共交通ネットワークの形成を図ります。」としております。</p> <p>項目として、広域幹線道路には（１）広域幹線道路。</p> <p>幹線道路には、（１）幹線道路、（２）歩行者自転車ネットワーク。</p> <p>公共交通には、（１）鉄道、（２）バス等、（３）渡船について記載しております。</p> <p>策定委員会では、29ページ幹線道路に「補助幹線道路や生活道路についても記載が欲しい」との意見をいただきましたので、表現について事務局で検討するとしてしました。</p> <p>32ページをご覧ください。</p> <p>3. 水と緑の整備方針でございます。34ページに水と緑の整備方針図がありますので、併せてご覧ください。</p> <p>基本的な考え方としまして、「本市を特徴づけている三河湾、矢作川や矢作古川の河川、三ヶ根山等の東部丘陵、市街地周辺に広がる農地等、多様性にあふれる豊かな自然環境の保全を図ります。</p> <p>特に、にぎわいと交流を生み出す場所や、歴史文化を象徴する施設、環境・生態系の保全とレクリエーションの場の周辺は、緑の拠点として位置づけ魅力づくりを促進します。</p> <p>また、緑の拠点や軸を位置づけ、水と緑のネットワークの形成を図ります。」としております。</p> <p>項目として、自然環境には、（１）山林・農地、（２）海辺・河川。</p> <p>公園には、（１）公園等、（２）施設緑化。</p> <p>水と緑のネットワークでは、（１）緑の拠点、（２）水の軸について記載しております</p> <p>策定委員会では、34ページ水と緑の方針図の凡例に保全・活用とあるが、保全と活用は別ではないかとの意見をいただきました。事務局としま</p>
-----	---

事務局	<p>しては保全と活用を両立するイメージであると説明をしました。</p> <p>35ページをご覧ください。</p> <p>4. 都市防災の方針でございます。</p> <p>基本的な考え方としまして、「本市は、主に美濃三河高原と岡崎平野に区分でき、岡崎平野には河川が何本も流れ、三河湾に面し長い海岸線を有しているため、集中豪雨等による河川氾濫や浸水被害、南海トラフ地震、津波、高潮等によって大きな被害が発生するおそれがあります。</p> <p>市民の命や財産を守るため、大地震や気候変動を想定した防災・減災対策の推進とともに、緊急時対策や復興対策の充実を図ります。」としております。</p> <p>項目として、防災対策には、(1)地震、(2)津波・浸水、(3)火災。避難所等には(1)避難所、(2)避難路、(3)民間協力。復興対策には、(1)復興対策、(2)復興計画。自主防災には、(1)防災意識、(2)自主防災行動を記載しております。</p> <p>策定委員会では、電線地中化について計画に反映できるところがあれば記載してはとのご意見をいただきましたので、事務局で検討するとしました。</p> <p>37ページをご覧ください。</p> <p>5. 住環境整備の方針でございます。</p> <p>基本的な考え方としまして、「人口を維持していくことができるように、住まい方や働き方の大きな変化に対応しつつ、多様化する市民ニーズを満たした良質な住宅の供給を誘導します。また、周辺の自然環境との調和や防災機能の充実だけでなく、歴史・文化等の地域資源を活かした景観形成等により、魅力的な住環境整備を促進します。</p> <p>多様化する市民ニーズに対応した快適な公共サービスを効率的に提供するため、公共公益施設や供給処理施設の充実を図ります。」としております。</p> <p>項目として、住環境では(1)住宅、(2)住環境、(3)景観 公共公益施設では、(1)公共公益施設。 供給処理施設では、(1)上下水道、(2)ごみ処理施設を記載しております。</p> <p>本資料につきましては、策定委員会でのご意見を踏まえ、事務局で修正することを前提にご承認をいただいております。</p> <p>なお、次回の都市計画審議会においても、策定委員会で審議された内容を報告させていただき、最終案については、当審議会でご審議いただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上、報告事項1の説明とさせていただきます。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>まだ、検討段階でございますが何かご意見等はありませんか。</p>
委 員	<p>はい。</p>

会 長	黒柳和義委員
委 員	先程、道路網の説明がありました。駿馬瀬戸地区に企業が進出すれば車両が増加し、クリーンセンターを新設し幸田町と岡崎市の一部のゴミを受け入れるとなると現状で地域住民は非常に心配をしてみえます。道路拡幅や新設を計画されても、新設は計画されても30年は完成しませんので、積極的に取り組んでいただかなければ逆に被害者が出てしまう。高河原のライスセンターも2車線化により南部から来る利用者の右折が不可能になりスムーズに入れなくなった。そのような事の無いように道路の計画をしていただきたいと思います。
会 長	ありがとうございます。 ご意見でございますが、何か事務局よりコメントはございますか。
事務局	貴重なご意見ありがとうございます。 今いただいたご意見の渋滞については、先程、産業部の説明でも渋滞対策を検討している旨説明させていただきましたが、後ほど説明があります。新処理施設についても、そのような心配がされているという意見も聞いております。駿馬瀬戸地区については地域説明会等を行い地域住民の意見を聞いております。また、新処理施設については現段階では地域説明会等は行っておりませんので地域住民の意見を取り入れ少しでもご迷惑の掛からない様に形で進めていきたいと思っております。
会 長	他にご意見等はよろしかったでしょうか。
委 員	はい。
会 長	神谷雅章委員
委 員	駿馬瀬戸地区にデンソーが進出し、大きく街づくりが変わってくると思います。そこで提案ですが、事務局で都市計画審議会委員の方に駿馬瀬戸工業用地の現場視察が可能であれば一度見ていただいたらどうかと思います。外から見ると山が削られているが現場はどうなっているのか。調整池も完成しつつありテニスコートの計画もあります。やはり、新たなまちづくりを考えていただく委員の皆様にも見ていただくといいと思いますので事務局にて計画をしていただきたいと思います。と思っておりますのでよろしくお願い致します。
会 長	ありがとうございます。ご提案がありました。事務局から何かコメントはありますか。
事務局	ありがとうございます。 ご提案いただきました事については事務局として前向きに検討

<p>事務局</p> <p>会 長</p>	<p>させていただきます。</p> <p>他にご意見ございませんか。</p> <p>それでは、特に意見等もないようですので、①「都市計画マスタープランの策定について」を終了させていただき、続きまして、②「立地適正化計画の策定について」事務局から説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>都市計画課の青山でございます。引き続き説明させていただきます。座って説明をさせていただきます 本日お配りしてしております資料は策定委員会で使用した資料となっております。</p> <p>前回の都市計画審議会では、立地適正化計画の概要や策定の経緯、スケジュールなどの簡単な説明をさせていただきました。 時間も限られておりますので、要点となる部分についてのみ説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>1 ページをご覧ください。 1. 立地適正化計画制度の背景と目的でございます。 中段にあります立地適正化計画制度のイメージ図をご覧ください。 立地適正化計画は、都市計画区域内の市街化区域の中に、居住誘導区域と都市機能誘導区域等を定めることにより、進行する人口減少社会における持続可能な都市づくりを進めるため、居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトな市街地の形成と、地域公共交通網の充実、防災まちづくりの連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』を進めるものです。</p> <p>2 ページをご覧ください。 2. 立地適正化計画に記載する事項でございます。 立地適正化計画に記載する事項としましては、表の項目にあります、立地適正化計画区域、基本的な方針、居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施策、防災指針となります。</p> <p>3 ページをご覧ください。 3. 立地適正化計画策定の目的でございます。 西尾市の人口は増加傾向にありますが、高齢化が進行している一方、生産年齢人口、年少人口は減少傾向にあり、本市の推計では令和 12 年をピークに人口は減少に転じることが予測されています。 このため、今後の人口減少を抑制し、生活サービス等の維持・向上を図るため、現状の人口構造や見通し、都市機能立地の現状分析を行った上で、医療、福祉、商業、公共交通等の都市機能に係わる適正な誘導方針や誘導区域等を明らかにする立地適正化計画を策定し、安全・快適でコンパクトなまちづくりに取り組むことを目的とします。</p> <p>4 ページをご覧ください。</p>

4. 計画の位置づけでございます。
立地適正化計画は、「第8次総合計画」や「西三河都市計画区域マスタープラン」に即するとともに、「都市計画マスタープラン」との調和を保ち定めるものです。
また、本計画とあわせて、市民の暮らしや、交流と活性化を支える公共交通の充実をめざす「西尾市地域公共交通計画」などの関連計画との連携・整合を図り、持続可能な都市の構築をめざすものです。

5 ページから 12 ページには関連する計画となる、にしお未来創造ビジョン等の概要がまとめてございます。

13 ページをご覧ください。

6. 計画対象区域でございます。
本計画の対象区域は、都市計画区域とします。

7. 目標年次でございます。
本計画は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望し、令和 24 年を目標年次に設定します。

14 ページから 21 ページでは
第 I 章 課題分析と解決すべき課題 I-1 マクロ分析の資料が掲載してございます。

14 ページでは、1. 人口減少・少子高齢化に伴う都市機能の低下
16 ページでは、2. 高齢化の進行に伴う扶助費の増加
18 ページでは、3. 生産年齢人口の減少に伴う市税への影響
20 ページでは、4. 公共交通サービスの低下の恐れ
について、現状と動向、解決すべき課題を整理してございます。

22 ページから 27 ページには、
I-2 ミクロ分析として、都市計画マスタープランで分けた地区別の現況と動向をまとめ、人口密度等の資料、解決すべき課題が整理してございます。

28 ページをご覧ください。
第 II 章 まちづくりの基本方針
1. 立地の適正化に関する基本的な方針でございます。
解決すべき課題や都市計画マスタープランの都市の将来像等を踏まえ、今後の生産年齢人口の減少と少子化、高齢化の進行に対応するため、主に若い子育て世代と高齢者等をターゲットとして、立地の適正化に関する基本方針を次のように設定します。
最下段の図をご覧ください。
「だれもが便利に安心して暮らし続けられるまち 西尾」として
①賑わいのある拠点の形成と地域特性に応じた都市機能の強化
②安全で住み心地の良い定住環境の向上と居住の誘導
③拠点と連携のとれた公共交通機能の充実
を基本的な方針とします。

30 ページをご覧ください。
3. 将来都市構造 (1) 拠点・軸・ゾーンの設定でございます。

事務局	<p>「都市計画マスタープラン」に基づき、各拠点が有する機能を強化するとともに、公共交通と連携したコンパクトで移動しやすいまちづくりをめざします。</p> <p>33ページをご覧ください。</p> <p>第Ⅱ章 居住誘導区域 1. 基本的考え方でございます。</p> <p>居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域を設定します。</p> <p>このため、都市全体における人口や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などが効率的に行われるよう定める必要があります。</p> <p>2. 区域設定の考え方でございます。</p> <p>設定にあたっては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 生活利便性が確保される区域 2) 生活サービス機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域 3) 災害に対する安全性等が確保される区域 <p>を居住誘導区域に定めます。</p> <p>34ページをご覧ください。</p> <p>居住誘導区域を定める簡単なフロー図になります。</p> <p>STEP 1 で、居住誘導区域に含める区域を選定後</p> <p>STEP 2 で、居住誘導区域に含めない区域を検討し</p> <p>STEP 3 では、STEP 1 で選定した区域から、STEP 2 で検討した区域を除き、居住誘導区域の設定を行いません。</p> <p>35ページから36ページをご覧ください。</p> <p>STEP 2 の居住誘導に含めない区域のうち、災害リスクのある区域として都市計画運用指針に記載があります。①居住誘導区域として含まないこととされている区域から④慎重に判断を行うことが望ましいとされている区域が記載してございます。</p> <p>38ページをご覧ください。</p> <p>2) 居住誘導区域の設定 ①居住誘導区域に含める区域 (STEP1)</p> <p>居住誘導区域は、市街化区域内の生活サービスが充実したエリアで、公共交通圏域で検討してまいります。</p> <p>38ページから42ページは居住誘導区域の設定にあたり、含める区域を検討する際の資料となります。</p> <p>42ページをご覧ください。</p> <p>②居住誘導区域に含めない区域 (STEP2)</p> <p>「STEP1」の居住誘導区域に含める区域から、災害レッドゾーン・イエローゾーン等の除外する区域を検討し居住誘導区域を定めるとするため、以下に示す区域について詳細な検討を行うこととします。43ページから47ページに土砂災害警戒区域等の検討資料が掲載してございます。</p>
-----	---

事務局

48ページをご覧ください。

居住誘導区域の設定 (STEP3)

設定にあたっての基本的考え方は事務局案として、居住誘導区域に含める区域から含めない区域を除外し設定することとし、含める区域は、

○将来都市構造の都心拠点、地域生活拠点、新生活拠点周辺で居住誘導区域を定める。

○居住誘導区域は、人口密度は概ね 40 人/ha のエリアを目安としつつ、公共交通を維持する観点から、公共交通の徒歩圏周辺を含める。徒歩圏は各地域の特性を踏まえ、鉄道駅から半径 1km 圏内、バス停から半径 500m 圏内で検討する。

含めない区域は、

・レッドゾーンは誘導区域に含めない。

・イエローゾーンの浸水想定区域の浸水深 3m以上の区域は、原則含めない。

・居住誘導が困難な区域は含めない。

とし、居住誘導区域を設定してまいります。

策定委員会では、44ページの洪水浸水想定区域では、吉良吉田駅周辺で3m以上の浸水深の区域がみられる。となっているがここは居住誘導区域から除外するのは難しいと思うがどうか。との意見をいただきました。事務局としましては本計画内で定める防災指針に災害時にどのように対応するのかを記載し、居住誘導区域としていくと説明しました。

49ページ 第IV章 都市機能誘導区域及び誘導施設

IV-1 都市機能誘導区域 1. 基本的考え方でございます。

都市機能誘導区域は、一定のエリアと誘導したい機能、当該エリア内において明示することにより、医療・福祉・子育て支援・商業といった民間の生活サービス施設の誘導を図るものです。

原則として、都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるものです

2. 区域設定の考え方でございます。

1) 都市機能誘導区域は、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市や地域の拠点となるべき区域に設定。

2) 都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲を定めます。

50ページをご覧ください。

3. 区域の設定 (案) でございます。

都市機能誘導区域については地域生活圏を考慮し、西尾駅から桜町前駅周辺、一色支所周辺、吉良吉田駅周辺、上横須賀駅周辺、幡豆支所周辺の5つの区域を基本に検討します。

51ページをご覧ください。

事務局	<p>IV-2 誘導施設 1. 基本的考え方でございます。</p> <p>誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域に必要な施設とともに、具体の整備計画のある施設を設定することも考えられます。</p> <p>誘導施設として考えられる施設は、表の左側、機能分類を見ていただきますと、行政機能、医療・介護福祉機能、子育て機能、教育・文化機能、商業・金融機能を考えております。</p> <p>52ページから53ページをご覧ください。</p> <p>2. 市民意向でございます。誘導施設の設定にあたり意向調査をおこなっておりますので、その資料となります。</p> <p>54ページをご覧ください。</p> <p>3. 誘導施設の設定でございます。</p> <p>誘導施設は、鉄道駅や支所周辺等の都市や地域の拠点に都市機能を維持・誘導し、人口密度を維持するために必要な生活サービス施設等を確保するものです。このため、誘導施設の設定にあたっては、拠点周辺に必要な生活サービス施設の立地状況や地域住民のニーズを踏まえて設定します。</p> <p>下段の表では、鉄道駅・支所から約1km圏内に設定する誘導施設の候補案を示したもので、候補案に該当する主な既存施設名を記載しています。</p> <p>策定委員会では、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定にあたっての基本的考え方につきましては、概ねご承認をいただいております。</p> <p>次回の都市計画審議会においても、策定委員会で審議された内容を報告させていただき、区域案についてお示ししたいと考えております。最終案については、当審議会でご審議いただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上、報告事項2の説明とさせていただきます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは何かご意見等ありましたらお願いします。</p>
	<p>この立地適正化計画制度と言うものは、近年出来た新しい制度ですので、何か質問でも結構かと思いますがいかがでしょう。</p>
委員	<p>はい。</p>
会長	<p>黒柳和義委員</p>
委員	<p>先程の説明の中で、将来人口推移、特に市の発展を揺るがす生産年齢人口の減少が、今の西尾市のやり方ではこんなものとは思いますが、西尾市という土地を空の上から見れば海があり、山があり、川があり、農地が点在して非常に良いところであるので、それをうまく生かして行けばまだまだ伸びると思うので、調査内容</p>

<p>委員</p>	<p>が甘くはないかと思えます。今からは行政が勝ち組と負け組に分かれる岐路にあるので、もっと前向きに西尾市を発展させる機能を行政が計画していかないと西尾市がダメになってしまうと思えます。外部からのデータではなく地域の声を反映したデータで作っていけばもう少し良いデータが出来るのではないのでしょうか。</p> <p>また、洪水等の浸水区域のゾーンに関して、まだまだ河川改修が遅れており、河川改修を行えば浸水区域を減らせると思えます。西尾市内の県・国交省の河川改修計画の中で出来たのは広田川のみで、その他は手付かずの状態であるので、市から予算の獲得をしていただき、市民に災害のリスクのない地域になるようにしていただきたい。</p> <p>この2点につきましては私からの要望であるので回答は必要ありません。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ご回答は不要という事ですので、事務局の方で一度ご検討ください。お願いします。</p> <p>他にご意見等ございますでしょうか。</p> <p>それでは、特にご意見もないようですので、次の報告事項に移りたいと思えます。</p> <p>続きまして、③「西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る都市計画の構想段階評価書について」事務局から説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>環境業務課長の渡辺と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>着座にて説明させていただきます。</p> <p>先程より話が出ておりますが、現在のクリーンセンターの建て替え計画がございます。基本的にはこの敷地内で建て替えを予定しておりますが、一部、都市計画の区域変更が必要であり、現在、都市計画の手続きを進めておりまして、今回、構想段階評価書が出来上がりましたので説明をさせていただきます。</p> <p>資料の報告事項3をご覧ください。</p> <p>始めに、本都市計画の構想段階評価書について説明いたします。1ページをご覧ください。</p> <p>本都市計画の構想段階評価書は、岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業について、都市計画の変更手続きを行うにあたり、「都市計画運用指針」に基づき都市計画の構想段階手続きとして、都市施設についての概略の案に対して、評価項目を設定し、その評価結果をとりまとめたものです。</p> <p>次に、都市施設の目的について説明いたします。</p> <p>国によるごみ処理の広域化を推進する動きを受けて、愛知県は「ごみ焼却処理広域化計画」を策定しています。この中で、西尾市は、岡崎西尾</p>

事務局	<p>ロックに区割りされました。そして、岡崎西尾ブロックに含まれる岡崎市・西尾市・幸田町・額田町・一色町・吉良町及び幡豆町の2市5町で構成する岡崎西尾地域広域化ブロック会議が設置され、平成17年に「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」が策定されました。なお、2市5町は、その後の合併により、岡崎市、西尾市及び幸田町の2市1町となっております。</p> <p>「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」では、ブロック内にある4施設のごみ焼却施設を2施設へと集約化することとされました。その後、平成23年に旧岡崎市中央クリーンセンターと岡崎市八帖クリーンセンター2号炉の集約施設として、岡崎市中央クリーンセンターが供用を開始しました。</p> <p>本事業は、岡崎西尾ブロック内において既に稼働している岡崎市中央とともに新たにごみ焼却処理を担う施設として、岡崎市八帖クリーンセンター1号炉と西尾市クリーンセンターを集約した新たな広域ごみ処理施設の建設を目的とするものです。</p> <p>次に、都市施設の概要について説明いたします。2ページをご覧ください。</p> <p>都市施設の種類は、ごみ処理施設の設置事業になります。</p> <p>設置するごみ焼却施設の処理能力は1日あたり約310tです。</p> <p>位置は現在の西尾市クリーンセンター敷地の西尾市吉良町岡山大岩山地内ほか、面積は約4.45ヘクタールです。</p> <p>処理方式は未定ですが、今後、学識経験者等により構成する委員会において検討してまいります。</p> <p>処理対象ごみは、可燃ごみ、破碎選別可燃残渣、し渣汚泥及び災害廃棄物です。</p> <p>施設は、適切な公害防止設備を備えた施設を整備します。</p> <p>煙突の高さは現在検討中であり、運転計画は、24時間連続運転とする計画です。また、稼動目標年度は、令和12年度としています。</p> <p>次に、複数の都市計画の概略の案の設定について説明いたします。</p> <p>都市施設の位置（対象事業実施想定区域）については、岡崎西尾地域広域化ブロック会議において候補地選定が行われ公表されていること、規模についても既に検討が行われていることから、位置及び規模に関する複数案の設定は行わず、施設の配置についてA案（煙突西側配置）とB案（煙突東側配置）の2案及び、煙突の高さについて①案の80mと、②案の59mの2案、合計4案を設定しました。</p> <p>次に、総合評価の結果について説明いたします。3ページをご覧ください。</p> <p>「都市計画運用指針」に基づき、「都市計画の一体性・統合性の確保」、「自然的環境の整備又は保全」、「円滑な都市活動の確保」、「良好な都市環境の保持」、「適切な規模及び必要な位置への配置」の5つの評価分野について各案で評価を行いました。</p> <p>事業コストの適正を除くすべての評価項目における評価結果は、いずれの案においても同等となり、総合評価は、A案及びB案ともに②案の方が①案に比べて優れている評価となりました。</p>
-----	---

<p>事務局</p>	<p>4ページをご覧ください。</p> <p>ここで、都市計画の構想段階評価書の案についての意見書の提出状況と、いただいた意見の概要及び都市計画決定権者の見解について説明いたします。</p> <p>都市計画の構想段階評価書の案は、令和4年3月2日から3月31日まで縦覧し、意見書の提出は計2通で意見数は32件でした。意見書に記載された意見の分類は、表にお示しのとおりです。</p> <p>また、委員さんからいただいた意見の概要としては、「煙突の高さについて、コスト面や景観よりも住民の健康に十分配慮し、少しでも地域住民の不安を軽減して頂きたい。」というご意見や、「次期廃炉される時には西尾市以外でお願いしたい。」というご意見、「完成稼働時には大気汚染数値は基準値と合わせて、毎月公報に掲載し、汚染状況を報告して頂きたい。」というご意見、「住民等意見聴取は出来れば地元住民の意見もしっかり聴いて頂きたい。」といったご意見をいただきました。いただいたご意見に対する都市計画決定権者の見解は、ご覧のとおりです。なお、都市計画の構想段階評価書の公表は、いただきました、すべての意見を記載した資料で縦覧を行います。</p> <p>最後に、都市計画手続きの今後の予定について説明いたします。5ページをご覧ください。</p> <p>現在は本日ご説明した「都市計画の構想段階評価書」を公表しております。参考までに、公表資料も本日配付させていただいております。今後は、今年度に「都市計画概略案」を策定し、令和5年度から令和6年度にかけて「都市計画原案の作成」など都市計画の手続きを行う予定としております。</p> <p>報告事項3については以上となりますが、先程、搬入車両の話がありましたので少し話させていただきます。</p> <p>搬入車両については現在確認中であり、今後、公表できる段階になりましたら公表する事を考えております。搬入車両が増える事による影響についても評価をしていきたいと考えております。</p> <p>また、地元への説明という事ですが、来週、計画段階の説明会を予定しております。今後も段階ごとに説明をして地元のご理解をいただきたいと思いますと考えております</p> <p>環境業務課からの説明は以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではご意見等ございましたらお願いします。</p> <p>それでは、特にご意見もないようですので、③「西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る都市計画の構想段階評価書について」の質疑を終わります。</p> <p>本日、予定しておりました、「議題」「報告事項」すべての案件が終わりました。これをもちまして、議長の任を解かさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>

事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第の「5 その他」であります。全体をとおして何か質問等はございますか。</p> <p>特に無いようでございますので、事務局から事務連絡をさせていただきます。</p> <p>本日の議事録を事務局にて作成いたしました後に、会議録署名委員に指名されました大河内委員、鈴木委員におかれましては署名をいただきに、事務局から連絡をし、お伺いさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>次回の都市計画審議会は10月18日（火）午後2時を予定しておりますので、ご承知ください。</p>
事務局	<p>これをもちまして、西尾市都市計画審議会を閉会とさせていただきますが、先程、提案のありました駁馬瀬戸地区の開発現場の現地視察ですが、次回の10月18日の都市計画審議会と併せて計画させていただきます。</p> <p>本日は、長時間ありがとうございました。</p> <p>(閉会) 午前11時40分</p>

